

第九十四号議案

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約
特別区人事及び厚生事務組合規約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の
一部を次のように変更する。

第三条第八号中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に定める」の
下に「救護施設、」を加える。

附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。

(説明)

特別区人事・厚生事務組合において共同処理する事務の変更に伴い、規約の一部を変更する必要があるもので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十条の規定に基づき、本案を提出いたします。